

● 寄稿3

審査業務の争奪戦に鎬を削る 中規模庁の先進的取組

～審査激戦区, 欧州からのメッセージ～

日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所 山崎 利直

抄録

欧州特許庁の審査品質には定評があり、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がり、世界標準になりつつある。しかし、欧州各国の庁の存在も忘れてはならない。特に審査激戦区の欧州で審査業務の争奪戦に鎬を削る中規模庁の取組は先進的で興味深い。欧州における業務分担をめぐる背景を概観しつつ、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、オーストリアの各庁の取組を紹介する。

1. はじめに

欧州の特許審査については、欧州特許庁 (EPO) が中核として大きな役割を担っており、審査の品質向上と、それを支えるサーチシステムの機能向上に余念がない。パティステリ長官が2010年7月1日に就任¹⁾した以降を振り返っても、中国国家知識産権局 (SIPO) と機械翻訳の協力に合意²⁾、気候変動緩和技術の新たな特許分類の創設³⁾、米国特許商標庁 (USPTO) と特許分類の共通化に向けた作業開始に合意⁴⁾、Google と機械翻訳の協力に合意⁵⁾ など、特許分類と機械翻訳を二本柱とする特許情報強化の戦略的な取組が展開されている。また、充実したサーチシステムに基づくEPOの審査の品質⁶⁾には、欧州出願人のみならず

日米の出願人からの信頼も獲得してきており、たとえば、2009年にEPOを国際調査機関として選択したPCT出願69,962件のうち、約3割の19,167件が日米の出願人による出願であることから(表1)、パティステリ長官は、2010年に筆者が傍聴した2回の講演⁷⁾において、EPOはもはや欧州出願人だけのものではなく世界の特許庁であると強調した。EPOの審査結果が欧州域外の庁の審査に対して間接的に及ぼす影響力も大きくなりつつあり、中国で権利取得するためにまずEPOで説得力のある審査結果を得るという出願戦略を採用する企業も増えている。このような状況から、敢えて危機感を込めて言えば、EPOが世界の審査のデ・ファクト・スタンダードになりつつあるという見方も間違いではないかもしれない。

1) JETRO 欧州知的財産ニュース「EPO 次期長官にパティステリ氏を選出」<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100301.pdf>

2) JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、中国国家知識産権局と機械翻訳の協力に合意」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100915.pdf>

3) JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、『クリーンエネルギーと特許』と題する報告書を公表」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20101002_4.pdf

4) JETRO ニューヨーク発知財ニュース「USPTO、EPOとの特許分類の共通化に向けた作業開始を発表」
http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/news/pdf/101025.pdf

5) JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、Googleとの機械翻訳の協力に合意」<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20101201.pdf>
JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、Googleとの機械翻訳の長期的な連携協定に合意」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110327.pdf>

6) EPO ウェブサイト「EPO tops patent quality list」<http://www.epo.org/topics/news/2010/20100614.html>

Thomson Reuters と Intellectual Asset Management 誌がユーザーに対して行ったアンケート調査の結果、日米欧中韓の五庁の中でEPOに対する評価が最も高かったことが紹介されている。「Excellent」または「very good」と評価した企業内担当者と弁護士・弁理士の割合は、それぞれ、1位：EPO (71%, 56%)、2位：JPO (55%, 40%)、3位：USPTO (52%, 38%)、4位：KIPO (韓国知的財産庁) (29%, 21%)、5位：SIPO (22%, 20%) となっており、EPOの審査品質に対する評価の高さが際立っている。

7) 2010年9月30日にブラッセルで開催されたEPOの「クリーンエネルギーと特許」と題する報告書のプレス発表(脚注3を参照)、および、2010年12月3日にブラッセルで開催されたIPサミットにおけるEPOのパティステリ長官の講演より。

表1 PCT出願人によって選択された国際調査機関（2009年、国籍別）

EPO		フィンランド特許庁		スウェーデン特許庁		オーストリア特許庁		北欧特許庁		JPO	
合計		合計		合計		合計		合計		合計	
69,677		860		2,037		1,519		239		28,444	
米国	17,894	フィンランド	845	スウェーデン	1,555	韓国	573	ノルウェー	158	日本	28,323
ドイツ	16,522	スウェーデン	6	フィンランド	210	インド	338	デンマーク	73	米国	53
フランス	6,973	スイス	4	ノルウェー	117	ブラジル	255	その他	8	スウェーデン	22
英国	4,946	その他	5	ルクセンブルク	74	南アフリカ	118			シンガポール	11
オランダ	4,301			スイス	23	シンガポール	115			ドイツ	8
スイス	3,457			デンマーク	20	エジプト	29			韓国	8
イタリア	2,625			米国	20	スイス	16			中国	5
スウェーデン	1,926			ベルギー	3	コロンビア	14			スイス	4
日本	1,275			中国	3	米国	13			フランス	2
デンマーク	1,229			英国	3	アラブ首長国連邦	10			英国	2
その他	8,529			その他	9	その他	38			その他	6

(WIPO統計データベース<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>)

さて、EPOへの出願が集中化する一方で、欧州各国の庁は自分たちの存在価値を発揮するために審査業務を増やそうと懸命である。欧州の中でも規模の大きな庁は比較的安定した地位を築いているが、審査官が100名前後の中規模庁は、EPOや他の欧州各国の庁との厳しい競争環境の中で危機感を持ち、審査に関する先進的な取組を行っている。そこで、本稿では、今まであまり馴染みのなかった欧州の中規模庁に焦点を当てたい。

筆者は、日本貿易振興機構（JETRO）デュッセルドルフ事務所へ赴任してから、欧州各国の庁を訪問調査する機会を得た。本稿では、欧州における審査業務の分担がどのように行われているのかを概説するとともに、欧州の中規模庁の中でもとりわけ熱心な取組を行っている、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、オーストリアの各庁について紹介したい。審査業務の厳しい争奪戦を生き抜く中規模庁の取組は、我が国特許庁の将来像を考える上でヒントを与えてくれるであろう。

なお、本稿は、個人的見解を示したものであり、JETROまたは特許庁の公式見解ではない。また、当然のことながら各国政府機関との会合は非公開を前提としているため、基本的にインターネットなどで公開されている情報に基づいて執筆していることをお断りしたい。

2. 「ワークシェアリング」?

特許審査に関して「ワークシェアリング」という用語が頻繁に使われ始めたのは、日本国特許庁（JPO）とUSPTOが世界に先駆けて特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）を開始した2006年頃からはないだろうか。当時、日米欧の三極特許庁は、世界的な特許出願の増加による滞貨問題に対処するために、特許審査の国際協力について精力的な議論を展開しており、JPOは特

許審査ハイウェイを提唱して審査結果の相互利用の必要性を訴えた。その後、特許審査ハイウェイのネットワークは三極特許庁以外にも拡大し、「ワークシェアリング」の代名詞とも言える存在になった。ここでは、「ワークシェアリング」とは、他庁の審査結果を活用することによって重複作業を排除し、審査業務を効率化しようとするものであった。

一方、欧州では「ワークシェアリング」は少し違ったニュアンスを持っている。つまり、「ワークシェアリング」という言葉から連想されるのは失業対策であって、限られた業務量や勤務時間を労働者同士で分け合うことによって労働者の雇用を確保しようとするものである。日本でも近年の経済不況下で注目され始めたが、欧州では以前から定着していた概念である。

実は審査においても、欧州ではこれに近い意味での「ワークシェアリング」が行われてきた。「ワークシェアリング」という用語こそ使われていなかったものの、EPOと欧州各国の庁との業務分担は、欧州各国の庁の存亡にも関わる重要な問題であったからである。

3. 集中化と分散化

EPOは、1977年に設立されて以来、世界でトップクラスの審査品質と出願数を誇っており、集中化の典型的な成功事例であると言える。しかし、その裏側では、欧州各国の庁との間で、EPOへの業務の集中化（Centralisation）と分散化（Decentralisation）を巡って綱引きが行われており、両者のバランスを保つことがEPO設立以来の大きな課題として存在していた。

EPOへの出願が順調に増加しているのとは対照的に、中小規模庁にとっては自分たちの存在意義が失われるのではないかという危機感も根強い。2005年から2006年にかけて行われた「EPOと各国特許庁との協力に関する戦略

議論⁸⁾」においては、EPOへの集権維持を掲げるドイツやフランスなどの大国と、分散の推進を主張するオーストリア、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンなどの小国との間で議論が対立したものの、その議論の結果として、EPOと欧州各国の庁との協力の枠組である欧州特許ネットワーク⁹⁾が立ち上げられ、欧州各国の庁も欧州特許の審査において一定の役割を担うこととなった。その一環として、2007年1月～2008年12月に行われた、欧州各国の庁が作成したサーチ結果をEPO審査官が参照する「サーチ結果利用試行プロジェクト (UPP: Utilisation Pilot Project)¹⁰⁾」には、英国、ドイツ、デンマーク、オーストリアの4庁が参加し、現在は規模を拡大した「サーチ結果利用実施プロジェクト (UIP: Utilisation Implementation Project)」の検討が開始されている。そして、サーチ結果利用を効率的に行うことを目的として、2007年には各庁における審査の品質監理に関する統一的な基準である欧州品質監理基準 (EQMS: European Quality Management Standard) が策定され、2011年1月1日には出願人に対して第1庁におけるサーチ結果の提出を義務付ける欧州特許条約 (EPC) の改正規則が発効するなどした¹¹⁾。

このように欧州では集中化 vs 分散化の攻防戦が常に行われており、EPOが存在する限り中小規模の庁にとって特許審査の業務量不足への懸念が完全には払拭されることはないだろう。もっともEPOが50万件以上¹²⁾の滞貨を抱えていることも事実であるが、審査官や予算を適切に配分して効率的な運営を行うためにある程度のストックは必要

不可欠であるとの認識から、EPOは管理可能な範囲での滞貨の存在をむしろ肯定的に捉えている¹³⁾。また、迅速な権利取得が必要な一部の出願人に対しては早期審査 (PACE¹⁴⁾) の利用を促すことでも解決が図られており、滞貨の問題は日米ほど深刻に受け止められておらず、EPOや欧州各国の庁にとっては将来的にも継続して一定量の業務を確保することの方が関心の高い問題なのである。

4. イノベーションを担う中規模庁

欧州における中小規模庁の位置づけを御理解いただいたところで、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、オーストリアの4庁の具体的な取組を紹介したい。本稿でこの4庁を取り上げる理由は3点ある。

第一に、審査官数100名前後の中規模庁であること。安定した地位を築いている大規模庁と比べて危機感が強く、より先進的な取組を行っている点に着目してみたい。

第二に、イノベーションが活発に行われている国の庁であること。欧州委員会が公表した「イノベーション・ユニオン・スコアボード2010¹⁵⁾」では、全EU加盟国のうち、1位: スウェーデン、2位: デンマーク、3位: フィンランド、7位: オーストリアとなっており、イノベーション実績において上位にランクされている。

第三に、PCTの国際調査機関や国際予備審査機関 (以下、「国際機関」とする) として活躍するなど、特許審査に特に力を入れている庁であること。また、ほとんど滞貨を抱え

8) JETRO 欧州知的財産ニュース「EPOにおける“Strategic Debate”」http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf
JETRO 欧州知的財産ニュース「EPO管理理事会における“Strategic Debate”の結果概要」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

9) 欧州特許ネットワークのウェブサイト <https://www.epn-cooperation.org>

10) JETRO 欧州知的財産ニュース「ドイツ特許商標庁、サーチ結果利用パイロットプロジェクトの手順を公表」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_017.pdf

なお、サーチ結果利用試行プロジェクト (UPP) の評価結果は公表されていないものの、一説によれば、欧州各国の庁が作成したサーチ結果の利用によるEPOの審査効率向上や審査時間短縮の効果はなかったが、サーチ品質の向上が確認されたとの結論が出たとされている。

11) JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、第1庁におけるサーチ結果の提出義務化に関し運用を公表」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20101021.pdf>

JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、日本を第1国とする欧州特許出願に対してサーチ結果の提出義務を免除」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20101212.pdf>

12) EPOの2009年年報によれば、審査が完了していない案件 (未着手案件を含む) は501,100件に上る。

EPOウェブサイト「Annual Report 2009」

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/afbc07d9e3b95f12c125770d0055a883/\\$FILE/epo_annual_report_2009.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/afbc07d9e3b95f12c125770d0055a883/$FILE/epo_annual_report_2009.pdf)

13) 2010年12月3日にブラッセルで開催されたIPサミットでのEPOのNiclas Morey氏 (IP5および三極担当課長) の講演より。

14) PACEの運用に関するEPOからの通知は「Special Edition No.3 OJ, 2007」第102～105頁を参照。

http://archive.epo.org/epo/pubs/oj007/08_07/special_edition_3_epc_2000_decisions.pdf

また、PACEの申請様式は「Form1005」を参照。

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/232788473F01648FC125737E004ED2EC/\\$File/1005_form-edit_12_07.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/232788473F01648FC125737E004ED2EC/$File/1005_form-edit_12_07.pdf)

出願番号等の書誌的事項を記入するだけのわずか1頁の申請様式を提出することによって、早期にサーチ・審査を進めることができるため、JPOやUSPTOと比較して早期審査の要件は非常に緩いと言える。

15) JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州委員会、『イノベーション・ユニオン・スコアボード2010』を公表」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110204.pdf>

表2 各庁の統計情報および組織概要

名称	出願件数		登録件数		審査処理	職員数		手続言語	
	国内出願	PCT(RO)	国内特許	欧州特許	FA期間	総数	特許審査官	国内出願	PCT
EPO	134,580	27,336	51,969		20.2月	6,818	4,197	英語, 独語, 仏語	英語, 独語, 仏語, オランダ語
フィンランド特許庁	1,933	1,165	1,055	4,556	85%以上が8月以内	473	110	フィンランド語, スウェーデン語	フィンランド語, スウェーデン語, 英語
スウェーデン特許庁	2,651	2,045	1,248	9,185	5.5月	350	133	スウェーデン語	デンマーク語, 英語, 仏語, フィンランド語, ノルウェー語, スウェーデン語
デンマーク特許商標庁	1,649	602	211	...	7.1月	200	80	デンマーク語, 英語	N/A
オーストリア特許庁	2,555	492	1,387	583	8月以内	211	100	独語	英語, 独語, 仏語, ハンガリー語, ロシア語
北欧特許庁	N/A	221	N/A	N/A	N/A	2	0	N/A	英語, デンマーク語, アイスランド語, ノルウェー語, スウェーデン語
JPO	348,596	29,291	193,349	N/A	29.1月	2,904	1,894	日本語	日本語, 英語

ておらずFA期間が5.5～8月程度である。

まず、この4庁の規模や組織概要を把握していただくために、統計データ等の基礎的な情報を表2にまとめた。原則として各庁の年報や公式ウェブサイトから2009年の情報を取得しているが、国内出願とPCT(受理官庁)の出願件数についてはWIPOウェブサイト¹⁶⁾、また、人口およびGDPについては「世界の統計2010¹⁷⁾」を参照した。

5. フィンランド

(1) 国の概要

フィンランドは北欧で最も東に位置しロシアに隣接してい

る。公用語はフィンランド語とスウェーデン語であるが、フィンランド語は他の北欧諸国と全く言語体系が異なり、欧州で最も難しい言語であるとも言われている。1995年1月1日よりEU加盟国。1996年3月1日よりEPC締約国。現在ロンドンアグリーメント¹⁸⁾への加入に向けて国会で審議中。

(2) フィンランド特許庁の概要

1942年に設立。PCTの国際機関であるが、1973年に合意された欧州特許条約(EPC)の付属書である集中化議定書¹⁹⁾との関係から、原則としてフィンランドの国籍または居住を有する者による出願のみを対象として活動することが認められている²⁰⁾。

16) WIPO ウェブサイト <http://www.wipo.int/pct/en/activity/>

17) 統計局ウェブサイト <http://www.stat.go.jp/data/sekai/>

18) 正式名称は「EPC第65の適用に関する2000年10月17日の合意」。出願人に対して欧州特許の各国言語への翻訳文提出義務を軽減するものであり、加入の判断は各EPC締約国に委ねられている。現在、38のEPC締約国のうち、次の16か国が加入している。クロアチア、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、スロベニア、スウェーデン、スイス、英国。ロンドンアグリーメントの詳細は以下参照。

JETRO 欧州知的財産ニュース「ロンドンアグリーメントの批准・加入についての最近の状況」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_023_1.pdf

EPO ウェブサイト <http://www.epo.org/topics/issues/london-agreement.html>

19) EPO ウェブサイト「Protocol on the Centralisation on the European Patent System and on its Introduction」

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/html/epc/2000/e/ma3.html>

Section III (1) の第1文によれば、EPOの手続言語である、英語、ドイツ語、フランス語を公用語としない国の産業財産庁がPCTの国際機関として活動することは認められるものの(つまり、たとえば英国知的財産庁やドイツ特許商標庁は原則としてPCTの国際機関として活動することができない一方、フィンランド特許庁、スウェーデン特許庁、デンマーク特許商標庁などはPCTの国際機関として活動することが可能)、第2文は、その場合の条件として、その国または隣接国の国籍または居住を有する者による出願のみを対象とすることを規定している。

Section III (1)
The central industrial property office of any State party to the Convention in which the official language is not one of the official languages of the European Patent Office, shall be authorised to act as an International Searching Authority and as an International Preliminary Examining Authority under the Patent Cooperation Treaty. Such authorisation shall be subject to an undertaking by the State concerned to restrict such activities to international applications filed by nationals or residents of such State and by nationals or residents of States parties to the Convention which are adjacent to that State. The Administrative Council may decide to authorise the central industrial property office of any State party to the Convention to extend such activities to cover such international applications as may be filed by nationals or residents of any non-Contracting State having the same official language as the Contracting State in question and drawn up in that language.

20) WIPOとフィンランド特許庁との合意文書 http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_fi.pdf

PCT国際機関	組織概要				人口 (1000人)	GDP (100万US\$)	1人当たり GDP(US\$)
	ISO9001	外注	PPH	ロンドンアグリーメント			
○	準備中	一部のEPC締約国 ²¹⁾ から受注	○	N/A	581,443	…	…
○	○	×	○	×	5,181	272,698	52,633
○	○	トルコから受注	×	○	8,976	478,961	53,362
×	○	シンガポール, トルコ, アイスランドから受注	○	○	5,349	341,247	63,794
○	×	トルコ等から受注。 ハンガリーへ外注	○	×	8,033	413,500	51,475
○	○	×	×	N/A	10,151	809,636	79,757
○	×	○	○	N/A	127,768	4,899,740	38,349

(3) 審査関連の取組

ISO9001を取得するなど、特許審査の品質に対する充実した取組を行っている。品質マニュアル²²⁾には、審査長が全ての審査官からの通知を監視することに加え、国内出願の決定については主席審査官が全件チェックを行い、PCT出願の国際調査報告および国際予備審査報告については審査官2名体制で審査を行うことが規定されている。また、品質監理全体のプロセスを監視するため、内部監査、外部監査、顧客からのフィードバック、内部からのフィードバック、業務に対する職員の満足度調査を定期的に行っている。

EPOが開発した審査官用サーチシステム「エポックネット (EPOQUE-net)」を導入しているが、日英機械翻訳を利用したフルテキスト検索やFIおよびFタームを積極的に活用し国際調査報告の20～25%が日本語の特許文献を引用しているとのフィンランド特許庁からの興味深い報告もあった²³⁾。

また、欧州では最も多い8か国 (日本, 米国, 韓国, ハンガリー, オーストリア, カナダ, ロシア, スペイン) と特許審査ハイウェイを実施しており、審査結果の相互利用に関心が高い。

途上国に対する審査協力として、WIPOとの協力の下、アルゼンチン、キューバ、チリ、ヨルダン、シリア、ウル

グアイのために無料でサーチレポートを作成している²⁴⁾。

(4) 審査官による有料サービス²⁵⁾

特許、商標、意匠などについての情報やアドバイスを提供するため、「PatRek²⁶⁾」顧客サービスを実施している。この一環として審査官によるサーチサービスを70ユーロ/時間で提供しているものの、あまり積極的な営業活動は行われていない。

6. スウェーデン

(1) 国の概要

北欧で最も人口とGDPの規模が大きい国である。公用語はスウェーデン語。1995年1月1日よりEU加盟国。1978年5月1日よりEPC締約国。2008年5月1日にロンドンアグリーメントへ加入。

(2) スウェーデン特許庁の概要

1885年に設立。PCTが施行された当初の1978年から国際機関。フィンランドと同様にEPCの付属書である集中化議定書による制約があるものの、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5か国か

21) ベルギー、ギリシャ、キプロス、フランス、イタリア、マルタ、オランダ、ルクセンブルク、トルコ

22) フィンランド特許庁から提供された資料であるが、先方の承諾の上、一部の内容を抜粋して本稿で紹介する。

23) フィンランド特許庁との会合において得た情報であるが、先方の承諾の上、本稿で紹介する。

24) IP/C/W/539/Add.7 "TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS, EUROPEAN COMMUNITIES" (EUからWTOへ2010年2月14日に提出された途上国協力活動に関する報告書)

25) 特許権付与のための審査手続とは完全に別に行われている商業ベースのサービス。欧州においても政府機関による有料サービスの提供に対して民衆の議論はあるものの、審査官の高い専門性とエポックネットサーチシステムを利用した品質の高い調査結果が得られるという理由から、概してユーザーの高い支持を得ている傾向にあり、審査官による有料サービスを実施している欧州各国の庁は多い。

26) フィンランド特許庁ウェブサイト <http://www.prh.fi/en/patrek.html>

らの出願に対して活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と6つの言語をカバーしている²⁷⁾。

WIPOの1362の分類調プロジェクトのうち、USPTOとEPOに次いで3番目に多い160のプロジェクトでラポーチャーを担当²⁸⁾するなど国際協力が積極的であるものの、特許審査ハイウェイにはまだ参加していない。

また、知財の啓発普及活動や研修についても幅広い取組を行っており、大学や高校等への知財教育を行っている他、企業や法律事務所向けには有料の研修²⁹⁾を提供している。さらに、主に途上国の政府職員を対象として、EPOやWIPOと協力して国際研修プログラム³⁰⁾を実施している。

(3) 審査関連の取組

品質監理についてISO9001を取得している。

1998年よりトルコ特許庁から審査の外注を請け負っており、2010年12月8日には料金の値下げが発表されている³¹⁾。トルコ特許庁はデンマーク、オーストリア、ロシア、EPOに対しても外注しており、出願人が手続言語、審査品質、料金等を比較検討の上、外注先の庁を選択可能であるが、料金の値下げによってより多くの出願を呼び込みたいという思惑が感じられる。なお、過去にはUSPTOからPCT業務の外注を請け負う試行を行ったことがあるが³²⁾、最終的な合意には至らなかった。

原則として国内出願の手続言語はスウェーデン語のみであるものの、特に国内企業の英語による国際出願戦略を可能とすべく、実務上、英語で出願した場合には特許査定の前までにスウェーデン語の翻訳を提出すればよいとされており、出願人がスウェーデン語に翻訳することなく審査レ

ポートを作成することを許容している³³⁾。

(4) 審査官による有料サービス

「InterPat³⁴⁾」によって有料サービスを提供しており、出願前に発明の特許可能性を知るための新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ、FTO³⁵⁾サーチなど、実に17項目の有料サービスが用意されている。とりわけ興味深いのは、本年から開始したテイラーメイド型の技術動向分析サービス「foreseeker³⁶⁾」であり、営業活動にも力を入れている様子が伺える³⁷⁾。

7. デンマーク

(1) 国の概要

北欧で最も南に位置しており、ドイツとも陸続きの国境を有しているため、ドイツの影響を受けている。形式上はグリーンランドとフェロー諸島の2つの自治領を領土としており、これらを加えると世界第13位の国土面積を誇るものの、実際にはこれらの自治領は独立性が強く、国内的にはデンマークは小国であるという認識が強い。公用語はデンマーク語。1973年1月1日よりEU加盟国。1990年1月1日よりEPC締約国。2008年5月1日にロンドンアグリーメントへ加入し、これと同時に国内出願の英語での審査を開始した(ただし、特許登録前にクレームのみをデンマーク語へ翻訳することが必要)。

(2) デンマーク特許商標庁の概要

1894年に設立。国際協力で熱心であり、コングスタッド長官が欧州特許機構(EPOr)の管理理事会議長を務め³⁸⁾、

27) WIPOとスウェーデン特許庁との合意文書 http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_se.pdf

28) WIPOウェブサイトのIPC E-Forum (<http://www.wipo.int/ipc-ief/index.php>) から、2011年2月6日に取得したデータに基づく。

29) スウェーデン特許庁ウェブサイト <http://www.prv.se/In-English/Education/Courses-and-seminars-adapted-to-company-requirements/>

30) スウェーデン特許庁ウェブサイト <http://www.prv.se/In-English/Education/International-cooperation/International-training-Programmes/>

31) スウェーデン特許庁ウェブサイト <http://www.prv.se/In-English/About-us/News/New-protocol-between-TPI-and-PRV/>

32) JETRO 欧州知的財産ニュース「スウェーデン特許庁、米国のPCT国際調査を引受け」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_021.pdf

33) スウェーデン特許庁ウェブサイト <http://www.prv.se/In-English/Patents/Applying-for-a-patent/Swedish-patent-application/>

34) スウェーデン特許庁ウェブサイト <http://www.prv.se/In-English/Consultancy-services/About-PRV-InterPat/>

(形式上は特許審査部とは別の組織であるが、実際のサービスは審査官によって実施されている。)

35) Freedom to Operateの略。日本語では「自由実施」とも呼ばれることがある。事業を実施しようとする際に、他者の権利を侵害する可能性がないことを確認することの意味で通常用いられる語。パテントロールの問題を予防するという意味においても徹底したFTOサーチを行う必要性が高まっている。

36) スウェーデン特許庁ウェブサイト

<http://www.prv.se/In-English/Consultancy-services/Our-services/Patent-consultancy-services/Foreseeker/>

37) 一例として、EPO特許情報ニュース2010年第4号の第11頁参照

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/D5FC4FA7011B38ADC12577FC00383121/\\$File/Patentinfo_News_1004_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/D5FC4FA7011B38ADC12577FC00383121/$File/Patentinfo_News_1004_en.pdf)

38) JETRO 欧州知的財産ニュース「コングスタッド・デンマーク特許商標庁長官、EPOr管理理事会議長に選出」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100630.pdf>

ヨールゲンセン政策・法務部長が特許制度調和に関する先進国会合（いわゆるB+会合）の制度調和に関する作業部会（WG1）の議長を務めている³⁹⁾。また、途上国への協力活動にも関心が高く、中国、ロシア、インド、東欧諸国などの政府機関に対して研修コースの提供などを行っているほか⁴⁰⁾、EUがモルドバにおける知的財産権の実効とエンフォースメントを支援するために100万ユーロの資金を投じて実施している「TWINNING⁴¹⁾」プロジェクトのもと、2010年11月から2012年4月までの期間、モルドバ知的財産庁に対して専門家1名を派遣している。

さて、デンマーク特許商標庁の建物の中には、「北欧特許庁⁴²⁾」と看板を掲げた小さな部屋がひとつ存在している。北欧特許庁は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際機関として活動している他、有料サービス⁴³⁾や他庁からの審査業務の受注⁴⁴⁾にも関心が高い。EPOと異なり実体のないバーチャルな機関であり、フルタイムの職員はわずか2名である。では実際の審査業務はというと、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている。加盟3か国の庁はそれぞれ審査官数100名未満でありPCTの国際機関になるための規定数⁴⁵⁾に達していないため、形式上、3庁のリソースを合計することによって、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁が自らPCTの国際機関として活動することを可能にしたのである（アイスランド特許庁はもともと実体審査機能を有していない）。なお、フィ

ンランドとスウェーデンも北欧特許庁設立に向けた議論を開始した2003年の時点では議論に参加していたものの⁴⁶⁾、既にPCTの国際機関であることから最終的には参加しなかった。

余談であるが、デンマーク特許商標庁の庁舎は建設されただけで北欧らしい洗練されたデザインが印象的である。庁舎内は、基本的に全職員の業務スペースがオープンになっていて、廊下と執務室の境界もない。コングスタッド長官の執務の様子さえ廊下から数メートルの距離で見えたことには驚いたが、改めてデンマークの先進的かつ開放的な雰囲気を実感した。

(3) 審査関連の取組

品質監理についてISO9001を取得している。

欧州の中でも国際的な審査協力に対する関心が高いことで知られており、特許審査ハイウェイを4か国（日本、米国、韓国、カナダ）と実施し、2009年2月20日には多国間特許審査ハイウェイの長官級会合をホストしている⁴⁷⁾。また、欧州特許ネットワークの「サーチ結果利用試行プロジェクト」にも参加した。

他庁からの審査業務の受注にも積極的であり、アイスランド、シンガポール、トルコと契約を締結している⁴⁸⁾。特に、歴史的な結付きが強いアイスランドからは原則全ての出願についてサーチと審査を行う契約を締結している。過去には英国知的財産庁（UKIPO）から受注していたことも

39) デンマーク特許商標庁ウェブサイト <http://www.dkpto.org/ip-law--policy/international-ip-policy/b-plus-working-group.aspx>

40) デンマーク特許商標庁ウェブサイト <http://internationalcooperation.dkpto.org/international-projects.aspx>

41) 欧州委員会ウェブサイト http://ec.europa.eu/europeaid/where/neighbourhood/overview/twinning_en.htm

42) 北欧特許庁設立に関する経緯は以下参照（時系列順）。

JETRO 欧州知的財産ニュース「デンマーク特許庁、[北欧における共通PCT機関]創設構想を提案」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_005.pdf

JETRO 欧州知的財産ニュース「北欧3か国、北欧特許庁の設立契約書にサイン」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

JETRO 欧州知的財産ニュース「北欧特許庁、WIPO総会でPCT機関として承認」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

JETRO 欧州知的財産ニュース「北欧特許庁、2008年1月から出願受付を開始」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

JETRO 欧州知的財産ニュース「北欧特許庁、業務開始」 http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_023.pdf

43) 北欧特許庁ウェブサイト <http://www.npi.int/Services/Business-Services/>

44) 北欧特許庁ウェブサイト <http://www.npi.int/Contract-Work/>

45) PCT規則36.1 (i)には国際調査機関の最小限の要件として、また、PCT規則63.1 (i)には国際予備審査機関の最小限の要件として、「国内官庁又は政府間機関は、調査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。」と規定されている。

46) 北欧特許庁ウェブサイト「Feasibility study on the establishment of a Joint Nordic PCT Authority」

<http://www.npi.int/About-us/Facts-and-Figures/Feasibility-Study/>

デンマーク特許商標庁ウェブサイト「Feasibility study on the establishment of a Joint Nordic PCT Authority」

[http://www.dkpto.dk/media/49135/joint.pdf#search=Feasibility study on the establishment of a Joint Nordic PCT Authority'](http://www.dkpto.dk/media/49135/joint.pdf#search=Feasibility%20study%20on%20the%20establishment%20of%20a%20Joint%20Nordic%20PCT%20Authority)

47) 日本国特許庁ウェブサイト <http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/takokukanhighway-kekka/02.pdf>

48) デンマーク特許商標庁のウェブサイト <http://internationalcooperation.dkpto.org/contract-partnership/turkey.aspx>

あるが⁴⁹⁾、現在は中断されている。

(4) 審査官による有料サービス

新規性、侵害、有効性、異議、FTOなどのサーチの他、テイラーメイドの調査などの有料サービスを提供している。基本的に審査官の時間単価140ユーロの料金体系となっている。

8. オーストリア

(1) 国の概要

かつてハプスブルク帝国として中欧で繁栄した国であり、1867年からハンガリーと多民族国家を形成していたが、1918年に崩壊した。公用語はドイツ語。1995年1月1日よりEU加盟国。1979年5月1日よりEPC締約国。ロンドンアグリーメントへは未加入。

(2) オーストリア特許庁の概要

1899年に設立。公用語がドイツ語であるため、EPCの付属書である集中化議定書との関係ではPCTの国際機関として活動することは原則として許容されていないものの、EPOとの取決めにより例外的に途上国の国民からのPCT出願についてのみ国際機関となることが認められている⁵⁰⁾。2009年に国際調査機関として選択された件数(表1)は合計1588件であり、これを出願人国籍別で見ると、1位:韓国(575件)、2位:インド(405件)、3位:ブラジル(253件)、4位:南アフリカ(119件)、5位:シンガポール(115件)の順となっている。

(3) 審査関連の取組

トルコから外注を請け負うなど、他庁からの審査業務の受注に意欲的である一方、ハンガリー知的財産庁に対してPCT国際機関としての業務を一部外注している⁵¹⁾。かつて同じ国であったという歴史的背景からハンガリー知的財産

庁に対して業務を分け与えている状況と推察される。現在、両庁は北欧特許庁と同様のコンセプトの中欧特許庁の設立へ向けた検討を行っているところであるが⁵²⁾、北欧特許庁設立時にもともとPCTの国際機関であったスウェーデンとフィンランドが参加を見送った状況を振り返ると、既にPCTの国際機関であるオーストリア特許庁の本気度は不明である。

また、特許審査ハイウェイを4か国(日本、ハンガリー、フィンランド、米国)と実施したり、欧州特許ネットワークの「サーチ結果利用パイロットプロジェクト」に参加したりするなど、サーチ・審査結果の活用に関心が高い。

途上国に対する審査協力にも積極的に取り組んでおり、WIPOとの協力によるICSEI(International Cooperation for the Search and Examination of Inventions⁵³⁾)の下、2008年後半にヨルダン、ベトナム、トリニダード・トバゴのために、また、2009年前半にチリ、ヨルダン、ベトナムのために、無料でサーチおよび審査報告書を作成しているほか、途上国への研修等も開催している⁵⁴⁾。

(4) 審査官による有料サービス

「serv.ip⁵⁵⁾」という組織によって、先行文献サーチ、侵害サーチ、有効性サーチ、特許監視などの有料サービスを提供している。「serv.ip」では、2009年に2242件のサービスを実施しており⁵⁶⁾、国内出願の審査の業務量(国内出願件数は2555件)に迫る勢いである。

9. 横断的分析と考察

次に欧州の中規模庁という切り口から横断的に分析および考察を行ってみたい。

(1) 中規模のメリットとデメリット

日米欧の三極特許庁のような大規模庁と比較すると、中規模庁がその規模ゆえに有するメリットよりデメリットの

49) 平成16年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「審査の品質管理に関する調査研究報告書」

http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h16_report_03.pdf

50) オーストリア特許庁とWIPOとの合意文書 http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/agreements/ag_at.pdf

51) JETRO欧州知的財産ニュース「オーストリア特許庁、国際調査をハンガリー特許庁へ外注」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_028.pdf

背景については特技懇誌256号「遅々として進む欧州」を振り返って(北村弘樹氏)に詳しく解説されている。

<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/256/256kiko02.pdf>

52) 2010年6月6日にブダペストで開催されたLES欧州会合でのハンガリー知的財産庁ベンゼル長官の講演より。

53) WIPOウェブサイト http://www.wipo.int/patentscope/en/data/developing_countries.html#P109_10719

54) IP/C/W/539/Add.7 "TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS, EUROPEAN COMMUNITIES" (EUからWTOへ2010年2月14日に提出された途上国協力活動に関する報告書)

55) 「serv.ip」ウェブサイト <http://www.servip.at> (形式上は特許審査部とは別の組織であるが、実際のサービスは審査官によって実施されている。)

56) 「serv.ip」ウェブサイト <http://www.patentamt.at/geschaeftsbericht2009/en/gewverl.html>

方が多いかもしれない。たとえば、審査官数が少ないということは審査官1人あたりの担当技術分野が広いことを意味しており、専門性が損なわれ審査の品質が劣るという出願人からの懸念も度々聞かれる。裏を返すとEPOの審査官1人あたりの担当技術分野が狭いことこそ、EPOの審査品質が欧州ユーザーの支持を得ている所以である。また、特定の技術分野に出願が集中した場合の対応の困難さも容易に予想される。システム開発や審査官の研修の観点からしても、大規模に行った方が低予算で効率的と考えるのが自然であり、EPOがリソースを集中し規模を巨大化して成功を収めてきた理由はまさにここにある。もっともEPOが開発した審査官用サーチシステム「エポックネット」は、多くのEPC締約国および欧州域外の庁にマージナルコストで提供されており、中規模庁であってもこれを利用している限りシステム開発の問題の大部分はクリアされるかもしれない。

他方、中規模であることのメリットとしては、抽象的な印象ではあるが、組織が身軽であるため柔軟性や機動力が高いことや、ユーザーに対してきめ細やかなサービスを提供できるといったことがあるだろう。

(2) PCTの国際機関であること

本稿で紹介したフィンランド特許庁、スウェーデン特許庁、オーストリア特許庁、北欧特許庁は全てPCTの国際機関であり補充国際調査(SIS: Supplemental International Search)も実施している。PCT出願の調査および審査の業務を確保するために、PCTの国際機関であり続けることは、中規模庁にとって死活問題であるように見受けられる。特に、単独でPCTの国際機関となっているフィンランド、スウェーデン、オーストリアの各庁は審査官数100名の規定数を維持する必要があることから、国内出願も含めたより多くの出願を呼び込みたいという姿勢が感じられる。また、他庁からの外注を請け負ったり、審査官による有料サービスを提供したりしているのも、審査官の業務量確保が背景にあると考えられるが、そのためにPCTの国際機関という肩書をアピール材料にしていることも事実であり、審査官数100名というラインはこれら

の中規模庁にとっての生命線である。

(3) ISO9001を取得する理由

本稿で紹介した4庁の中では、オーストリアを除く、フィンランド、スウェーデン、デンマークの3庁が品質監理に関するISO9001を取得している。また、他の欧州各国にもISO9001を取得している庁は多い⁵⁷⁾が、対外的なアピールを主目的にしていると見られる。厳しい競争環境にさらされている中規模庁にとっては品質向上に取り組むと同時に、自らの審査が高品質であることをユーザーに理解してもらう必要がある、ISO9001はそのためのひとつのツールとして利用されている。概して欧州各国の庁はユーザーからの評判に敏感であり、頻繁にアンケートやコンタクトを行っているほか⁵⁸⁾、ユーザーを「クライアント」や「カスタマー」と呼んだり営業部門を設置したりするなどしてサービス向上に努めており、欧州の審査業務に関して競争原理が働いていることが理解できる。

なお、オーストリア人(特にウィーンの人々)は、ハブスブルク帝国の時代に欧州の中心として繁栄したことを今でも誇りにしていると言われているが、オーストリア特許庁が敢えてISOを取得していない背景には、ISOという看板に頼らなくとも十分な品質監理ができていているというプライドがあるようにも感じられた。

(4) 早期のサーチ結果の送付

デンマークの統計データ(表2)で興味深いのは、2009年の国内出願の出願件数1649件に比べて、登録件数が211件と非常に少ないことである。これは審査が厳しいことを意味しているのではなく、多くのデンマーク国内企業が優先権主張とサーチ結果の取得のみを国内出願の目的として認識しており、市場規模の小さいデンマークでの権利取得が重視されていない結果であると推察される。しかしながら、デンマーク特許商標庁としては早期にサーチ結果を送付することで出願人の国際出願戦略をサポートするという役割を果たしている。EPOの審査品質に対する評価は高いものの、「Raising the Bar イニシアチブ⁵⁹⁾」による

57) EPC締約国の庁の公式ウェブサイトを確認できる範囲では、次の14の庁がISO9001を取得している。アイルランド特許庁、英国知的財産庁、ギリシャ産業財産庁、スウェーデン特許庁、スペイン特許商標庁、スロバキア産業財産庁、スロベニア知的財産庁、チェコ産業財産庁、デンマーク特許商標庁、ノルウェー産業財産庁、ハンガリー知的財産庁、フィンランド特許庁、ブルガリア特許庁、ポルトガル産業財産庁。また、フランス産業財産庁は2012年の取得を目指して準備を進めている。

58) 平成19年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究報告書」
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/1911hinshitukanri_honpen.pdf

59) JETRO 欧州知的財産ニュース「EPO、分割出願の可能期限をFAから24月以内に制限」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_031.pdf
 JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、4月1日から規則改正と審査ガイドライン改訂」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100224.pdf>

一連の規則改正の影響もあって審査手続における制約が厳しく、サーチ・審査の料金⁶⁰⁾も高いため、最初に欧州各国の庁に出願して早期に低料金でサーチ結果を得て、それを参考にして欧州特許出願やPCT出願を判断するのが欧州の一般的な出願戦略であり、中規模庁が第1庁としての存在意義を発揮するためには、FA期間(表2)にも示されるように、早期のサーチ結果発信が不可欠である。

(5) 欧州の中規模庁にとっての特許審査ハイウェイ

欧州の中規模庁は、USPTOのように深刻な滞貨問題を抱え特許審査ハイウェイによって審査負担を軽減したいという切羽詰まった状況にはなく、むしろ審査業務をより多く獲得したいという観点からすれば、庁間の国際的な重複作業の削減にどこまで真剣であるのか疑問を持ちたくもなる。たとえば、フィンランド特許庁において、PCTの業務を2名の審査官で担当しさらに審査長がチェックを行っているように、徹底した品質監理体制の下、複数の審査官が二重三重にチェックを行うことによる品質向上が最優先課題であり、欧州各国の庁は概して生産性より品質を重視する傾向がある。また、出願人の観点からしても、欧州各国の庁にはほとんど滞貨がなく迅速な審査処理が行われていることから、それ以上に早期権利取得を目指そうというインセンティブも少ない上に、欧州では概して通常の早期審査の要件が緩い⁶¹⁾ことから相対的に特許審査ハイウェイのメリットは少なく、あまり利用されていない⁶²⁾のが実情である。では、それなのになぜ特許審査ハイウェイが欧州で拡大し続けるのか？ その理由のひとつとして特許審査ハイウェイが分散化の象徴としての側面を持っていることが考えられる。つまり、特許審査ハイウェイのネットワークにおいては、大規模庁も中小規模庁もその規模に関わらず対等で水平的な協力関係にあり、集中化された組織を必要としない。EPOが消極的であるのに対して、欧州各国の庁が積極的なのは、このような事情があるためではない

かと考えられる。北村弘樹氏が特技懇256号「遅々として進む欧州を振り返って」において述べているとおり、特許審査ハイウェイのネットワークは「一流知財庁クラブ」のようでもあり、多国間特許審査ハイウェイ会合に参加し三極特許庁などの大規模庁と共に顔を並べることができるのは、欧州の中規模庁にとって自分たちの存在意義を発揮できる絶好の機会なのである。

10. 欧州の多様な言語と特許との関係

(1) 各EU加盟国の国民の言語能力

EUには23の公式言語⁶³⁾があり、多様な言語は特許政策にも大きな影響を与えている。EUの統一的な権利であるEU特許創設の議論において大きな障害となっているのも翻訳言語問題である(次頁「EU特許と翻訳言語問題」を参照)。欧州の多様な言語をめぐる複雑な状況を理解していただくため、まず、各EU加盟国の国民の言語能力について、欧州委員会が2006年2月に「欧州市民と言語⁶⁴⁾」と題する報告書を公表しているので紹介したい。とりわけ興味深いのは次の2点である。

- ①英語を公用語とするEU加盟国はキプロス、アイルランド、マルタ、英国の4か国のみであり多数派ではないものの、英語は最も広く通用する言語である。英語の会話能力について欧州市民の22%が「very good」、47%が「good」と自己評価しており、つまり、欧州市民の69%はそこそこ英語が話せるということである。ちなみに、2位：ドイツ語(59%)、3位：ロシア語(56%)、4位：フランス語(54%)、5位：スペイン語(52%)となっており、欧州市民にとって多言語を操ることが一般的であるという状況も示されている。
- ②各EU加盟国における母国語以外の言語に対する国民の言語能力が表3に示されているが、総じて北欧諸国の言語能力が高い。英語の会話能力については、英語を公用

60) JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州特許庁、PCT出願の補充国際調査を含む新料金体系を公表」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_035.pdf

61) 平成17年度特許庁委託産業財産権制度各国比較調査研究事業等「各国の早期審査・優先審査に関する調査研究報告書」
http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h17_report_03.pdf

62) 日本国特許庁ウェブサイト「特許審査ハイウェイ・ポータルウェブサイト」
<http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/ppph-portal/statistics/statistics.cgi>

63) 欧州委員会ウェブサイト http://ec.europa.eu/education/languages/languages-of-europe/doc135_en.htm
EUの公式言語は次のとおり。ブルガリア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語

64) 欧州委員会ウェブサイト「Europeans and their Languages」http://ec.europa.eu/education/languages/pdf/doc631_en.pdf
なお、2006年2月に公表された報告書であるため、2007年1月1日にEUへ加盟したブルガリアとルーマニアを除く、25カ国を対象とした調査結果が掲載されている。

語とする国を除くと、1位：スウェーデン（89%）、2位：オランダ（87%）、3位：デンマーク（86%）、4位：フィンランド（63%）となっており、北欧3か国が上位に入っている。ドイツと陸続きの国境を有するデンマークがドイツ語の会話能力に長けている点（58%）も特筆したい。北欧諸国はもともと知的レベルが高いとも言われているが、市場規模の小さい国であるため、自国の言語に固執

するより、グローバルなビジネス環境で生き残るためには英語を重視すべきという合理的な“割り切り”ができていることも背景にあると思われる。欧州5大国と言われるスペインやイタリアがその規模の大ききゆえに“割り切り”ができず、英語の会話能力がスペイン（27%）、イタリア（29%）と低迷し、EU特許創設の議論においても英語、ドイツ語、フランス語を柱とする翻訳言語の規

【コラム】EU特許と翻訳言語問題

欧州特許条約（EPC）に基づいて付与される欧州特許は「各国特許権の束」であると言われているように、EPOが特許査定を判断した後は、出願人が指定する各EPC締約国において特許権が独立して別々に存在するため、訴訟コストの増大などの問題が指摘されている。出願や審査に限らず特許権成立後の侵害や有効性についても一元化しようとする単一の特許制度を創設しようとする試みはEU加盟国間で40年以上に渡って議論が行われているが、最大の問題が翻訳言語である。特許明細書の各国公用語への翻訳費用が欧州での権利取得コストを増大させていることから、単一の特許制度において翻訳負担を軽減する制度設計が産業界から強く要望されている。欧州の単一の特許制度は2009年12月1日のリスボン条約発効により「共同体特許」から「EU特許」へと名称が変更されているが、これまでの度重なる議論の挫折にも関わらず2007年より再び議論が活発化し、2009年12月4日には、EU理事会において、EU特許と欧州およびEU特許裁判所（EEUPC: European and European Union Patent Court）の主要部分について合意された。しかし、この時点では翻訳言語問題について依然として決着が付かず、翻訳言語の取扱いについては別の規則で定めることとして議論が先送りされた。リスボン条約によって改正されたEU運営条約（TFEU）第118条は、EU特許の翻訳言語についてEU理事会の全会一致が必要であると規定していることから、2010年に精力的な議論が行われたものの、交渉は難航した。2010年7月1日、EPOの公式言語（英語、ドイツ語、フランス語）のひとつによって審査手続きが行われ、許可された特許はその言語で公開されるとともに法的拘束力を有する正本になるという「EU特許の翻訳の取扱いに関する規則」案が欧州委員会から提出され、大半のEU加盟国がこれに同意したものの、イタリアとスペインは最後まで妥協する姿勢を示さなかったため、27のEU加盟国全体の合意は極めて困難な状況になった。現在は、イタリアとスペインを除く25のEU加盟国がEU条約（TEU）第20条およびEU運営条約第326条から第334条に規定される「強化された協力（Enhanced Cooperation）」の制度の適用に賛同し、25のEU加盟国のみでEU特許の枠組みを創設することについて、2011年2月15日に欧州議会、同年3月10日にEU理事会の承認が得られている。EU特許の実現へ向けた機運が高まっているところ、今後の議論の動向に対して欧州の知財関係者から大きな注目が集まっている。

EU特許の創設とその訴訟制度である欧州およびEU特許裁判所の設置に関するこれまでの議論の経過については、特許研究2010年9月号（No.50）「欧州における単一特許システム制定の動向」（川俣洋史氏）等を参照のこと。

<http://www.inpit.go.jp/content/100060441.pdf>

〈関連記事：JETRO 欧州知的財産ニュース〉

「EU競争力理事会、欧州およびEU特許裁判所の設置及びEU特許につき部分合意」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_035.pdf

「欧州委員会、EU特許の翻訳言語に関する規則案を公表」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100704.pdf>

「EU競争担当相理事会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ議論開始」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20101212_2.pdf
「欧州委員会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ向けて提案を提出」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20101216.pdf>
「欧州議会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設を承認」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110215.pdf>
「欧州連合司法裁判所、欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110309.pdf>
「EU競争担当相理事会、25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認」

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110310.pdf>
「欧州委員会、統一特許制度の創設に関する2つの規則案を公表」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110417_2.pdf

〈参考〉

EU条約（TEU）第20条

- EUの非排他的な権限の枠組において相互に強化された協力の確立を希望する加盟国は、本条文およびEU運営条約第326条乃至第334条に規定される制約と詳細な取り決めに従い、条約の関連規定を適用することにより、EUの機関を活用し、その権限を行使することができる。強化された協力は、EUの目標を促進し、EUの利益を保護し、かつ、EUの統合過程を強化することを目的とする。そのような協力はEU運営条約第328条に従い、常に全ての加盟国に開かれている。
- 強化された協力を承認する決定は、そのような協力の目的がEU全体によって合理的な期間内に達成できないことが立証された場合に、少なくとも9の加盟国が参加する前提において、理事会によって最終手段として採択される。理事会はEU運営条約第329条に規定される手続に従い決議する。
- 理事会の全ての構成員は理事会の協議に参加することができるが、強化された協力に参加する加盟国を代表する理事会の構成員のみが投票に参加する。投票の規則はEU運営条約第330条において規定される。
- 強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。その決議は、EUへの加盟候補国が受け入れるべき法体系全体の一部とはみなされない。

EU運営条約（TFEU）第118条

域内市場の確立および運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常の立法手続きに従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、および、集中化したEU全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

EU運営条約（TFEU）第326条

あらゆる強化された協力は条約およびEUの法令に従う。そのような協力は、域内市場または経済的、社会的および地域的な結束を損ねてはならない。それは、加盟国間の通商において障壁または差別を設けず、また加盟国間の競争を歪めない。

表3 EUの各加盟国における母国語以外で会話が可能な言語の割合 (%)

ベルギー		チェコ		デンマーク		ドイツ		エストニア	
英語	59	ドイツ語	28	英語	86	英語	56	ロシア語	66
フランス語	48	英語	24	ドイツ語	58	フランス語	15	英語	46
ドイツ語	27	ロシア語	20	フランス語	12	ドイツ語	9	ドイツ語	22
ギリシャ		スペイン		フランス		アイルランド		イタリア	
英語	48	英語	27	英語	36	フランス語	20	英語	29
ドイツ語	9	フランス語	12	スペイン語	13	アイルランド語	9	フランス語	14
フランス語	8	スペイン語	10	ドイツ語	8	ドイツ語	7	その他	6
キプロス		ラトビア		リトアニア		ルクセンブルク		ハンガリー	
英語	76	ロシア語	70	ロシア語	80	フランス語	90	ドイツ語	25
フランス語	12	英語	39	英語	32	ドイツ語	88	英語	23
ドイツ語	5	ラトビア語	23	ポーランド語	15	英語	60	その他	11
マルタ		オランダ		オーストリア		ポーランド		ポルトガル	
英語	88	英語	87	英語	58	英語	29	英語	32
イタリア語	66	ドイツ語	70	フランス語	10	ロシア語	26	フランス語	24
フランス語	17	フランス語	29	その他	13	ドイツ語	19	スペイン語	9
スロベニア		スロバキア		フィンランド		スウェーデン		英国	
クロアチア語	59	英語/ドイツ語	32	英語	63	英語	89	フランス語	23
英語	57	ロシア語	29	スウェーデン語	41	ドイツ語	30	ドイツ語	9
ドイツ語	50	チェコ語	25	ドイツ語	18	フランス語	11	スペイン語	8

則案に頑なに反対し続けているのとは、対照的である。

(2) 優れた言語能力を発揮する中規模庁

特許においても、最もポピュラーな言語が英語であることには疑いがない。欧州委員会が2010年6月30日に公表したEU特許の翻訳言語に関する「影響評価⁶⁵⁾」と題する報告書によれば、欧州の出願人による欧州特許の出願言語は、1位：英語(45%)、2位：ドイツ語(39%)、3位：フランス語(9%)であるし、EPOが開発している機械翻訳のハブ言語も英語である。また、大多数のEPC締約国の庁が利用している審査官用サーチシステム「エポックネット」も基本的に英語でのテキスト検索を想定して設計されている。このように英語が特許分野での主要言語であることから、北欧諸国の英語能力の高さは審査品質やサービスの向上に貢献している。とりわけデンマークにおいては英語での国内出願手続きも可能であり、国際的な出願戦略を狙う企業にとっては、第1国出願を英語で出願することができればその後のPCT出願や欧州特許出願を行う上でも効率的である。また、スウェーデンにおいても、実務上、英語で出願した場合であっても特許査定前であればスウェーデン語に翻訳することなく審査レポートを受け取ることができるため、英語による国際出願戦略が可能である。

さらに、本稿で紹介した4つのPCTの国際機関については手続言語の数が多くも特徴的であり(表2、北欧特許庁：5言語、オーストリア特許庁：5言語、スウェー

デン特許庁：6言語、フィンランド特許庁：3言語)、審査官の高い言語能力を武器として、より多くの言語をカバーしたいという意欲が示されている。

11. JPOが学ぶべきこと

欧州各国の庁の人と立ち話をしていると、「欧州各国の庁は競争環境にさらされて大変だけど、JPOはそうではなくていいよね」と言われることがある。そして、いつも心の中で「とんでもない」と思う。ビジネス活動のグローバル化が進めば、欧州のような庁間の競争環境は、世界的にも起こり得ることであるし、既に始まっているかもしれない。欧州各国の庁の危機感をJPOの危機感として皆様にも共有させていただきたいという願いも込めて筆を執った次第である。必ずしも欧州の状況がそのまま日本に当てはまる訳ではないが、JPOが学ぶべき点も多いように感じている。欧州赴任の前半戦を振り返って、個人的に感じている問題意識を提示したい。

(1) JPOにとっての集中化vs分散化

欧州の集中化と分散化をめぐる状況は、将来の世界全体の業務分担を考える上でのモデルケースとして参考になるかもしれない。大規模庁であるJPOの戦略として、大規模庁と中小規模庁とが相互分散的に協力し合い業務を分担していくべきか、また、三極特許庁や五大特許庁などの大

65) 欧州委員会ウェブサイト「IMPACT ASSESSMENT accompanying document to the proposal for a Council Regulation on the translation arrangements for the European Union Patent[COM (2010) 3 50final]」
http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/translation_arrangements/impact_assesment_en.pdf

規模庁にある程度集中化させるべきか、我が国産業界の将来的な発展のために何が得策であるのかを戦略的に議論する必要があるのではないだろうか。

(2) 世界のユーザーとのコミュニケーション

国内ユーザーのニーズ把握についてはJPOが積極的な取組を実施していると認識しているが、世界のユーザーのニーズ把握については改善の余地もあるかもしれない。たとえば、欧州には、必ずしも国際的な庁間の審査の重複排除によるコスト削減を望まず、重複してコストがかかったとしても品質を最優先したいという出願人も多い⁶⁶⁾。言い換えれば、各庁における権利付与段階だけのコスト削減ではなく、世界全体での権利取得から権利行使段階までを含めたトータルでのコスト削減を望む出願人がいるということである。このような出願人の声に耳を傾ける必要はないだろうか？

また、世界へ向けた情報発信も大切である。筆者も審査官としての経験上、JPOの審査品質が優れていると確信しているが、それを世界のユーザーに知ってもらうことも重要かもしれない。なお、筆者は、JPOの最新動向や取組を欧州ユーザーに少しでも伝えたいとの思いから、EPOからの御厚意と御協力の御蔭もあり、EPO定期刊行物である「特許情報ニュース⁶⁷⁾」に2011年から執筆を開始した。また、4月14～15日にウィーンで開催されたEPO主催の「East meets West 2011」会合において講演し、JPOにおける審査品質の維持・向上のための実務レベルでの取組を欧州産業界に対して紹介させていただいた。今後も可能な限りの手段を駆使してJPOからの情報発信に貢献して参りたい。

12. おわりに

特許審査に関して、多くの点で欧州が世界をリードしていると言っても過言ではないだろう。EPOはもちろんのこと、本稿をきっかけに欧州各国の庁の取組にも御関心をお持ちい

ただき、御理解を深めていただければ光栄である。本稿でも多数引用したが、JETROデュッセルドルフ事務所では欧州知的財産ニュース (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>) を通じて情報発信を行っており、メルマガには約800名の読者に御登録いただいている。御関心のある方には御高覧いただきたい。また、本稿に対する御意見、御質問、御反論を歓迎したい。遠慮なく筆者のメールアドレス (Toshinao_Yamazaki@jetro.go.jp) まで御連絡いただければ幸いである。

本稿を執筆するに際して多くの方から御指導および御助言をいただいたことに、感謝を申し上げたい。特に、国際課併任中に苦楽を共にした清水祐樹氏には多くの情報提供をいただいた。氏は過去に北欧特許庁設立に関する詳細な研究を行っており、その秀逸な報告内容には少なからずインスパイヤされた。また、本稿執筆にあたってアドバイスをいただいたJETROデュッセルドルフ事務所の川俣洋史氏に感謝申し上げる。

最後に、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた皆様に心より御見舞い申し上げますとともに1日も早く復興されることを祈念申し上げます。また、地震発生直後から、欧州各国の政府機関、産業界、法律事務所などからJETROデュッセルドルフ事務所に対し、非常に多くの御見舞いと励ましのメッセージを頂戴したことを、この場を借りて皆様にお伝えしたい。

profile

山崎 利直 (やまざき としなお)

1999年 特許庁入庁 (特許審査第三部プラスチック工学)
 2003年 審査官昇任
 2005年 国際課
 2007年 特許審査第三部プラスチック工学
 2009年 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所

66) JETRO 欧州知的財産ニュース「国際商工会議所、先行文献調査における特許庁間の協力に関し声明を採択」

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100703_2.pdf
 声明の概要は次のとおり。

- ・日本、韓国、中国においてはその国の言語でのみ公開されている文献が多いため、言語上の問題によって、各庁における先行文献調査の結果が異なることがある。この場合、ある庁で審査結果が出た後や出る際に、他の庁で新たな先行文献が発見されると、後から特許取得を断念せざるをえなかったり、新たな補正が必要となったりするなど、重大な費用負担が発生することになる。
- ・これを解決するためには、各庁が審査を終了するまでに、全ての庁からの先行文献の調査結果を揃えることが必要である。よって、国際商工会議所は、出願人の希望によって協働調査 (Collaborative Search) を申請することができる制度を提案したい。このような協働調査は、日米欧中韓の五庁がPCTの補充国際調査機関となることによっても実現できる。
- ・複数の庁において協働調査を行った結果、一つの庁による調査と比較して費用が高くなることは避けられないが、協働調査の選択が出願人の意思に委ねられている以上、付加的な費用は問題ではない。

67) EPO ウェブサイト「Patent Information News, Issue 1/2011」

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/9BA3D3AA8CE3B9BBC125785700578B40/\\$File/Patentinfo_News_1101_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/9BA3D3AA8CE3B9BBC125785700578B40/$File/Patentinfo_News_1101_en.pdf)
 第9頁にJPOの歴史と新ロゴを紹介する記事を掲載させていただいた。